

民間委託等の推進に関する基本指針

1 基本指針の目的

この指針は、全庁的に事務事業の民間委託等を積極的に推進するための基本的な方向を示すものである。

2 基本的方向と具体的な取組みの方向

(1) 基本的方向

「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本として、行政責任の確保等に留意しながら、市民サービスの向上や行政運営の一層の効率化を図るとともに、地域経済の活性化の観点からも、民間委託等を積極的かつ計画的に推進する。

(2) 具体的な取組みの方向

民間委託等は、民営化、市民との協働、PPP／PFIのほか外部委託などの手法により、総合的・戦略的に推進する。

① 民営化、市民との協働などの推進

市と民間の役割分担の視点から見直しを行い、企業、市民活動団体等の民間活力の活用、協働の取組みを柔軟に、積極的に推進するものとする。

② PPP／PFIの推進

多様なPPP（公民連携）／PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等）手法の導入を優先的に検討するための基本的な考え方を示す新潟市PPP／PFI推進基本方針（平成18年7月制定、平成29年3月改定）に基づき、PPP／PFIの積極的な活用を図るものとする。

③ 外部委託

ア 事務事業の処理は積極的に外部委託するものとし、新潟市委託事務の執行に関する要綱（平成16年4月制定）に基づき、適正に推進するものとする。

イ 公の施設の管理に当たっては、公の施設に係る指定管理者制度に関する指針（平成16年12月制定）に基づき、指定管理者制度の積極的な活用を図るものとする。

る。

3 推進に当たっての留意事項

民間委託等の推進に当たっては、以下の事項について留意するものとする。

① 民間企業等の状況把握

民間企業等の技術水準や業務遂行能力等，状況の把握・発掘に努める。

② サービス水準の確保

仕様書等により確保すべきサービスの内容を具体的に明記するなど，サービス水準の確保，向上に努める。

③ 責任の明確化

市と委託先の責任の範囲を明確にし，契約の履行過程においても市の管理監督が十分に働くよう留意する。

④ 機密の保持

守秘義務が必要な事務事業については，契約において明確にし，守秘義務が担保されるよう努める。

⑤ 安全性の確保

効率性の追求などにより，安全性に対する配慮が薄くならないよう，常に委託先に対して，注意を喚起するよう努める。

⑥ 競争性・透明性・公平性の確保

委託等の相手方の選定にあたっては，競争性・透明性・公平性をもった入札等の契約手続きに留意する。

⑦ 知識・技術の維持・継承

行政内部で蓄積してきた知識・技術等継承，更新に努め，民間の持つ専門的な技術力等を最大限活用するよう留意する。

4 取組みの推進

(1) 総合的な取組みの推進

新たな分野における委託等や既に実施している委託等の内容の拡充などを進めるため、事務事業等所管課は、事務事業、施設の管理について、定期的に点検を実施し、可能なものから計画的に取り組むを行うものとする。

(2) 行政改革プランに基づく取り組みの推進

新潟市行政改革プラン2015（平成27年3月策定）において、具体的な取り組み項目とした事項は、工程表に基づき、着実に取り組みを行うものとする。

5 その他

この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この指針は、平成16年4月9日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。